

法政大学大成建設株式会社ベトナム友好奨学金募集要項

1. 出願資格及び採用者数

(1) 目的

都市開発・建築等に関連する分野の実業、実務又は学術研究に将来従事しようとするベトナムからの留学生に対して奨学金を給付する。

(2) 出願資格

- a. デザイン工学部（建築学科・都市環境デザイン工学科）又はデザイン工学研究科（建築学専攻・都市環境デザイン工学専攻）に在籍する経済的援助が必要な外国人留学生
- b. 上記 a. を満たす有資格者が採用予定数に達しない場合、学部課程はデザイン工学部（システムデザイン学科）、情報科学部、理工学部、生命科学部、大学院課程はデザイン工学研究科（システムデザイン専攻）、情報科学研究科、理工学研究科、総合理工学インスティテュート（IIST）に属する外国人留学生を有資格者としてとすることができる。但し、春学期・秋学期各1名を上限とする。
- c. ベトナム国籍を有すること
- d. 在留資格「留学」を有すること
- e. 新入生であること

(3) 採用予定者数 若干名

(4) 出願期間

秋入学者 2022年9月21日（水）～2022年9月28日（水）

春入学者 2022年4月1日（金）～2022年4月8日（金）

(5) 出願方法

以下の内容に従い、提出を行うこと。

- a. 法政大学又は大学院に入学後、募集要項に記載の必要書類を記入及び準備し、e-mail に添付してください
- b. e-mail の件名に法政大学大成建設株式会社ベトナム友好奨学金申込とし e-mail を法政大学グローバル教育センター（gso@hosei.ac.jp）まで送付してください。
- c. 出願書類の原本を、法政大学グローバル教育センターまで提出して下さい。
- d. e-mail 送付後、受領の連絡が一週間以内に出来ない場合は、再度、法政大学グローバル教育センター（gso@hosei.ac.jp）まで確認の連絡を行って下さい。

2. 奨学金支給方法及び金額

(1) 支給方法

本人が学費納入後、年2回（7月頃、2月頃）に分けて、大学から採用者に振込を行います。

(2) 奨学金額

表1（デザイン工学部・デザイン工学研究科）

	学年	金額	内訳
学部生	1年生	約170万円	入学金、授業料、実験実習費、教育充実費、諸会費相当額
	2年生	約120万円	授業料、実験実習費相当額
	3・4年生	約110万円	授業料相当額
大学院生	修士1年生	約110万円	入学金、授業料、実験実習費、教育充実費相当額
	修士2年生	約85万円	授業料、実験実習費相当額

※返還の必要はありません。

※デザイン工学部・デザイン工学研究科以外の学部・研究科の奨学金額については、上記表1の「内訳」に記載の学費相当額を支給します。

法政大学大成建設株式会社ベトナム友好奨学金募集要項

3. 奨学金給付期間

4年間（学部課程）

2年間（修士課程）※

※3年コースに在籍する場合は、3年を上限とする。

4. 選考

- (1) 入学試験の成績および出願書類を基に審査を行う。
- (2) (1) による選考で、甲乙つけがたい場合は、法政大学が指定する方法（Skype等）にて面接をおこなう。
- (3) 選考時期は春学期（5月頃）及び秋学期（10月頃）とする。
- (4) 奨学金受給者については各年次の進級時に継続審査の面談を実施する。

5. 家計基準

在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること。

※在日している扶養者の所得証明書の年収・所得を合算（申請時における最新のもの）。

6. 出願書類

- (1) 法政大学大成建設株式会社ベトナム友好奨学金申請書
- (2) 誓約書
- (3) 本人の前年度成績証明書※新入生については不要とする。
- (4) 在日している扶養者がいる場合、扶養者の家計収入に関する所得証明書（課税証明書、非課税証明書）
- (5) パスポートの顔写真ページ及び在留カード両面のコピー

7. 注意事項

- (1) 本奨学金の採用者は、以下の本学独自の奨学金の併給を認めない。
 - ・成績最優秀者特別奨学金
 - ・成績優秀者奨学金
 - ・新・法政大学100周年記念奨学金
 - ・法政大学生生活支援奨学金
 - ・法政大学国際交流基金（H I F）外国人学部留学生奨学金
- (2) 文部科学省外国人留学生学習奨励費等の外部の奨学金の予約者となっている場合は、かならず学習奨励費等の受給の手続きを行ってください。本件奨学金から外部の奨学金受給額を差し引いた金額を支給致します。
- (3) 本奨学金の採用者は、私費留学生向けの授業料減免制度の申請は認めない。
- (4) 休学・留級に該当する場合は、半年又は1年間を単位として、奨学金給付を停止する。大学は、停止された者に対し、当該期間の学費全額の支払いを求める。なお、復学又は進級した場合は、奨学金給付を再開するが、奨学金給付期間は最短修業年限とする。
- (5) 本奨学金が次の各号に該当すると認められた場合は、グローバル教育センター会議を経て、総長は、奨学金の支給を停止又は取り消すことができる。
 - a. 提出した書類の内容に虚偽があったとき
 - b. 退学又は除籍されたとき
 - c. 傷病、疾病等により成業の見込みがないとき

法政大学大成建設株式会社ベトナム友好奨学金募集要項

- d. 学業又は素行等に不良があるとき
- e. 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- f. その他、本奨学生として適当でないとき

(6) 本奨学生が前項の定めにより、奨学金の支給を取り消された場合は、本学は、支給した奨学金の返還を求めることができる。

8. その他

- (1) 選考に当たっては、グローバル教育センター長、グローバル教育センター事務部管理職1名をいれた2名以上により選考にあたり、採用候補者を決定する。
- (2) 本奨学金採用者は、寄付者である大成建設株式会社が参加を求める各種活動に参加すること。
- (3) 採用候補者については、グローバル教育センター会議の審査を経て、総長が採用者を決定する。
- (4) この基準の改正または廃止は、グローバル教育センター会議及び学生センター会議の議を経て総長が決定する。

9. 施行日

- (1) 本基準は2017年6月16日から制定施行する。